

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「岐阜県指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領」の
一部改正について（通知）

平素より、県の障がい福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の指定障害福祉サービス事業所等における事故・事件等の発生時の対応の強化を図るため制定しております「岐阜県指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領」につきまして、下記事項について一部改正を行いました。

つきましては、事業所等において事故・事件等が発生した際には、当要領に基づき関係機関へご報告をいただきますよう、お願いします。

各事業者の皆様方におかれましては、今後とも事故・事件等の発生防止並びに発生時の迅速かつ的確な対応に努めていただきますよう、お願いします。

記

1 改正事項

- ・子ども相談センターの措置児童に関する事故・事件等が発生した際には、事業所等からの報告先に子ども相談センターを追加
- ・岐阜市に所在する福祉型・医療型児童発達支援センターについては、事故・事件等の報告先に、岐阜市の他、県を新たに追加

2 施行日

令和2年11月1日

3 掲載ホームページアドレス

- 「岐阜県指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13859.html>

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	奥村	担当	信田
電話	058-272-1111 (内線 2686)		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		